

埼玉県保育対策総合支援事業実施要綱

(目的)

第1条 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子供を安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 この要綱において、次の事業を埼玉県保育対策総合支援事業とする。

- 一 保育体制強化事業（別添1 保育体制強化事業実施要綱のとおり）
- 二 保育補助者雇上強化事業（別添2 保育補助者雇上強化事業実施要綱のとおり）
- 三 障害児受入促進事業（別添3 障害児受入促進事業実施要綱のとおり）

2 各事業の実施については、別添1～3に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年10月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年3月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年11月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年1月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年1月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別添 1

保育体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育支援者の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。

4 対象施設

（1）保育支援者の配置

市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）

（2）児童の園外活動の見守り等及び（3）スポット支援員の配置

市町村以外の者が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園

5 実施要件

（1）保育支援者の配置

① 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

イ 給食の配膳・あとかたづけ

ウ 寝具の用意・あとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

オ 児童の園外活動時の見守り等

カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

② 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者とする。

③ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する保育所等は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

(2) 児童の園外活動時の見守り等

- ① 本業務は、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。
- ② 本業務を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者
 - イ 安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）
- ③ 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日）に留意して実施すること。

(3) スポット支援員の配置

- ① 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。
- ② スポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者とする。
- ③ スポット支援員は、対象施設が5（1）の事業と合わせて実施する場合は、5（1）で配置した保育支援者とは別に加配すること。

6 留意事項

本事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

7 費用

県は別に定めるところにより、市町村が認めた者が実施する事業に対して補助するものとする。

別添 2

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、又は市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象となる者は、新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。（3）の事業において同じ。）
- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日府子本第 370 号・雇児発 0427 第 2 号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を行う者

5 実施要件

本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。
- (2) 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市町村が認めた者であること。

なお、実習の実施方法については、「「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について」（平成 30 年 9 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）別添②「保育補助者の対象要件となる実習の内容について」によること。

6 実施計画書

対象者は、市町村に対し、①本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者の配置を除く。）を記載した実施計画書を提出すること。

7 留意事項

- (1) 本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者としてすることができること。
- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (3) 対象者は、本事業により配置する保育補助者に対しては、保育士資格の取得を促すこと。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより、市町村又は市町村が認めた者が実施する事業に対して補助するものとする。

別添 3

障害児受入促進事業実施要綱

1 事業の目的

既存の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、障害児（医療的ケア児（人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）を含む。以下同じ。）を受け入れるための改修等により、保育所等の保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

4 対象事業の制限

（1）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）

③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

（2）当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより、市町村又は市町村が認めた者が実施する事業に対して補助するものとする。